

天草教育研究所規約

(名称及び務局)

第1条 この研究所は、天草教育研究所（以下「本研究所」という。）と称し、事務局を一般財団法人・天草教育会館に置く。

(目的)

第2条 本研究所は、学校教育の各分野にわたって専門的な研究及び諸活動を行い天草の教育振興に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本研究所は、天草郡市の公立小・中学校をもって組織し、熊本県小中学校教育研究会（以下「県教育研究会」という）の支部を兼ねる。

(事業)

第4条 本研究所は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教職員研修の推進に関する事。
- (2) 部門別研究会の事業推進に関する事。
- (3) 各部会の連絡・提携に関する事。
- (4) 児童・生徒の文化・体育の振興に関する事。
- (5) 天草郡市教育委員会連絡協議会・県教育研究会及び教育諸団体との連絡・提携に関する事。
- (6) その他の目的達成に必要な事。

(運営)

第5条 本研究所の運営機構は、研究所本部・部会の2機関とし研究所本部に次表の専門部を置く。

研 修 部	部門別研究会及び各部会研修等との連絡・提携・並びに教職員の研究推進に当たる。各種調査及び所報発行に当たる。
児童文化部	児童生徒の文化活動の推進に当たる。
小学校体育部 (小体連)	小学校児童の体育活動の推進に当たる。
中学校体育部 (中体連)	中学校生徒の体育活動の推進に当たる。

(役員)

第6条 本研究所に、次の役員を置く。

- (1) 所長、副所長 (各1名)
- (2) 学校代表者 (各校1名)
- (3) 研修部長、副部長 (各1名)
- (4) 児童文化部長、副部長 (各1名)
- (5) 小学校体育部長 (小体連会長) (1名)
- (6) 中学校体育部長 (中体連会長) (1名)
- (7) 部会長 (各部会ごとに1名)
- (8) 監査委員 (校長1・教頭1・事務職員1 計3名)

(役員を選出及び任期)

第7条 本研究所の役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 所長、副所長及び研究所本部の各専門部長等、並びに監査委員は、部会長会で推薦し、学校代表者会で選出する。
- (2) 学校代表者は各学校の学校長とする。

- (3) 部会長は、各部会で選出する。
- (4) 部門別会長、副会長は、本部役員会で推薦し、所長が委嘱する。
- (5) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 本研究所の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、本研究所を代表して会務を総括し、県教育研究会の支部長の職を兼ねる。
- (2) 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 学校代表者は、所属学校の全会員の意見等を反映させるために手順や方法等に意を用い、円滑な運営がなされるように努める。
- (4) 専門部の各部長は、所管部の事業を推進する。
- (5) 部会長は、当該部会の会務を統括し、その部会を代表する。

(会 議)

第9条 本研究所に、次表の会議を置く。

学校代表者会	学校代表者をもって組織し、この規約に定めるもののほか、本研究の規約の改廃、予算及び事業計画その他重要事項を決定する。
本部役員会	所長・副所長及び本部専門部の部長等をもって組織し、本研究所の所務を執行する。
部 会 長 会	各部会長をもって組織し本研究所の重要事項について審議する。

2、研究所本部の各専門部は、事業の円滑な推進を図るために別に会議を設ける事ができる。

3、学校代表者会は原則として年1回、そのほか会議は必要に応じて、所長が招集する。

(事務局職員)

第10条 本研究所に事務局職員を置く。

- 2、事務局職員は、学校代表者会の承認を得て所長が任免する。
- 3、事務局職員の勤務条件、その他必要な事項は、別に定める。

(会 計)

第11条 本研究所の経費は、市町助成金・PTA助成金及び教職員学校負担金・生徒拠出金・並びにその他の収入をもって充てる。

2、本研究所の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第12条 会計監査は、年1回、本研究所の会計事務を監査する。

(補 則)

第13条 本研究所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1、この規約は、昭和29年5月24日より施行する。(制定)
- 2、この規約は、昭和35年4月26日より施行する。(改正)
- 3、この規約は、昭和39年4月1日より施行する。(改正)
- 4、この規約は、平成8年4月1日より施行する。(改正)
- 5、この規約は、平成12年4月1日より施行する。(改正)
- 6、この規約は、平成14年4月1日より施行する。(改正)
- 7、この規約は、平成18年4月1日より施行する。(改正)